（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百十八条　新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和三年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第百十九条　施行日から令和五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒（租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項及び租税特別措置法第八十七条第一項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十条　第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条及び第二十三条の規定は、旧所得税法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限が令和四年一月一日以後となる同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する場合について適用し、当該確定申告期限が同日前となる当該確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十一条　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第十五条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第五項の規定の適用については、同項中「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」とあるのは、「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」とする。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第百二十二条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「、第五号又は第七号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号」を「第百二十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第百二十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項の表所得税法第百五十三条の項中「第百二十条第一項第六号」を「第百二十二条第一項第二号若しくは第三号」に、「第百二十条第一項第四号、第六号」を「第百二十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百二十四条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の三十六」を「千分の三十三」に、「千分の九百六十四」を「千分の九百六十七」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第百二十五条　地方法人税法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百二十六条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「には、新所得税法」を「には、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。附則第五十八条第二項において「令和三年改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項及び附則第五十八条第二項において「令和三年改正前所得税法」という。）」に、「及び前項」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項」に、「記載した新所得税法」を「記載した令和三年改正前所得税法」に、「もって、新所得税法」を「もって、令和三年改正前所得税法」に、「の規定は」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は」に改める。

附則第五十八条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「には、租税特別措置法」を「には、令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和三年改正前租税特別措置法」という。）」に、「所得税法」を「令和三年改正前所得税法」に、「及び」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び」に、「同法」を「令和三年改正前所得税法」に、「となる租税特別措置法」を「となる令和三年改正前租税特別措置法」に、「については、租税特別措置法」を「については、令和三年改正前租税特別措置法」に、「の規定は」を「（令和三年改正前所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は」に改める。

附則第九十一条第三項中「及び所得税法等改正法」を「、所得税法等改正法」に、「の規定の」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和三年新震災特例法」という。）第四十三条第一項の規定の」に改め、「新震災特例法第四十三条の二第一項」の下に「及び令和三年新震災特例法第四十三条第一項」を加え、「とする」を「と、「同項」とあるのは「同法第八十七条第一項」とする」に改める。

（山村振興法の一部改正）

第百二十七条　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第百二十八条　東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

第四十一条及び第四十二条　削除